

## 防災・減災、国土強靱化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書

令和2年7月豪雨は、九州地方を中心に、西日本から東日本の広範囲にわたり記録的な大雨となり、家屋の浸水や土砂災害などによって多くの生命や財産が奪われるなど、甚大な被害が発生した。その後も台風10号が襲来するなど、近年は日本各地において、豪雨や大型台風などによる大規模な自然災害が頻発・激甚化している。

このような中、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、平成30年度から国と地方が一丸となり、あらゆる自然災害に備える防災・減災対策を集中的に進めているところである。必要な予算、財源を伴うこの対策の実施によって、我が国の国土強靱化が加速され、国民の安全・安心が一層高まったところではあるが、今後も、激甚化する水害や首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害など、国を取り巻く危機的な状況は厳しさを増していることから、3か年緊急対策後も、引き続き、国民の生命と財産を守る防災・減災対策を、国家を挙げて強力に進めていくことが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、次の事項につき、早急に実施されるよう強く求める。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、引き続き、強力で防災・減災対策を推進するため、内容を充実するとともに、事業期間を5か年とし、中長期的な視点に立って事業を執行できるようにすること。
- 2 防災・減災対策を推進するための予算、財源について、必要額を別枠で着実に確保すること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。
- 3 緊急防災・減災事業債等について延長するとともに、対象事業の拡大など、地域の実情を踏まえた地方財政措置の充実を図ること。
- 4 激甚化する自然災害に迅速かつ的確に対応するため、地方整備局等の人員・資機材等をしっかりと確保するなど、災害対応の体制充実・強化を継続的に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
国土強靱化担当大臣

様